

# 令和2年度 法隆寺国際高等学校 部活動に係る活動方針

## 1. 部活動に係る活動方針の策定について

奈良県教育委員会策定「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本校生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるための指針として、本方針を策定するものとする。

## 2. 部活動を適切に行うための体制整備について

- ・ 円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- ・ 生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ・ 毎年度「部活動に係る活動方針」を策定するものとする。この方針に基づいて、顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- ・ 活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

## 3. 適切な活動時間・休養日・場所等の設定について

- ・ 原則、活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度（長期休業を含む。）とする。原則、考査の時間割発表日より考査終了前日までは、活動をしないものとする。
- ・ 原則、休養日は週当たり2日以上を設ける。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。
- ・ 活動時間・休養日は、月間単位で柔軟に設定することができる。
- ・ 原則、活動場所は校内の定められた場所とする。臨時的にそれ以外の場所を使用するときは当該場所の責任者に事前に了解を得ることとする。活動場所において外部団体が使用する場合は校長の許可を得ることとする。
- ・ 公式試合に参加する場合は校長の許可を得ることとする。授業中に行われる場合は、参加者を公欠扱いとし、その際、事前に公欠届を提出する。
- ・ 合宿練習を実施する場合は校長の許可を得ることとする。原則、休業中に実施し、期間については年間7日以内とする。

## 4. 安全管理・体罰の根絶について

- ・ 部員の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、部員一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- ・ 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修等の措置を速やかにとるものとする。
- ・ 高温下での活動や急激な天候変化については、熱中症等の事故防止に努める。
- ・ 学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。